

第1回 番組審議会議事録

平成14年5月14日
株式会社シーエス・ワンテン

○開催年月日 平成14年5月14日（火） 11:00～12:30
○開催場所 シーエス・ワンテン会議室

○番組審議会委員長
野崎 茂

○番組審議会委員
ばばこういち
下村 満子
高木 美也子
石田 則明
元村 直樹
藤田 興彦

欠席委員 黒鉄ヒロシ 戸張捷

○シーエス・ワンテン
別府 孝祐（社長）
入江 武彦（副社長）
杉山 守彦（編成局長）
高島 英雄（技術局長）
照屋 憲一（広報法務局長）

○審議内容

別府社長、杉山編成局長より、当社が放送する8チャンネルの概要と、5月15日よりワンテンポータル、ファボリTVの2チャンネルのサービス放送（無料）が始まり、7月1日より有料の7チャンネルの本放送が始まることを説明した。

野崎委員を当審議会の委員長に選任し、当社の「放送番組の編集基準」と「編集に関する基本計画」が質疑の後、承認された。

放送開始前なので番組内容については審議はなく、質疑では、委員から「それぞれの番組供給会社にも番組審議会があり審議されている。シーエス・ワンテンの番組審議会は審議が重なるのではないか」という質問があり、当社側から「審議は当社独自編成のファボリTVやワンテンポータル、さらに従来のCSになかったデータ放送を中心に審議してもらうことになるだろう。チャンネル数も多いので、野崎委員長と相談して、審議テーマはその都度絞るなど、番組供給会社の番組審議会と重ならないような工夫をしたい」と答えた。

「シーエス・ワンテン放送番組の編集基準」

株式会社シーエス・ワンテンは、社会的責任と公共的使命を重んじ、不偏不党の立場に立って、真実を伝え、公正な姿勢を貫くとともに、放送の品位を高め、表現の自由を堅持する。

放送にあたっては、民間放送の特色を活かし、豊富多彩、健全かつ清新な番組編成を方針とし、文化の向上、教育教養の普及に寄与するとともに、正確迅速な報道、豊かな生活情報、および魅力あるエンターテインメントを提供し、公共の福祉と産業経済の反映に貢献し、社会の良識と信頼にこたえるものとする。

当社は、放送番組を、次の基準によって編集する。

1. 人権・人格・名誉

人命を軽視するような取り扱いはしない。

個人や団体の名誉を傷つけたり、信用を損なうような放送はしない。

職業を差別的に取り扱うことはしない。

2. 人種・民族

人種的、民族的偏見を持たせるような放送はしない。

国際親善を妨げるような放送はしない。

3. 宗教

宗教に関する放送は、信仰の自由を尊重し公正に取り扱う。

4. 政治・経済

政治上の諸問題は、公正に取り扱う。

経済上の諸問題で一般に重大な影響を与える恐れのあるものについては、特に慎重を期す。

意見が対立している問題は、できるだけ多くの視点から論点を明らかにし公平に取り扱う。

法と正義を順守し、裁判係争中の事件について正しい法的措置を妨げるような取り扱いはしない。

5. 家庭と社会

家庭生活を尊重し、これを破壊するような思想を肯定的に取り扱わない。

公益を乱すような放送はしない。

暴力行為及び戦争は、どのような場合にも是認しない。

6. 犯罪

犯罪については、法を尊重し、犯人を魅力的に表現したり、犯罪行為を是認するような取り扱いはしない。

犯罪の手段や経過などについては、必要以上に詳細な描写をしない。

7. 性表現

性に関する事項は、視聴者に困惑、嫌悪の感じを抱かせないように注意する。

性衛生や性病に関することがらは、医療、衛生上必要な場合のほかは取り扱わない。

肉体・寝室描写などの素材を取り扱うときは、刺激的な表現を避ける。

8. 表現

わかりやすい表現を用い、正しい言葉の普及に努める。

下品な言葉使いはできるだけ避け、また、みだらな言葉や動作による表現はしない。

放送の内容や表現については、視聴者の生活時間との関係を十分に考慮する。

9. 上記の規定にない事項については「日本民間放送連盟 放送基準」を準用する。

「シーエス・ワンテン放送番組の編集に関する基本計画」
株式会社シーエス・ワンテンは、通信衛星を利用して放送法に基づく委託放送業務を行うにあたり、放送番組編集の基本方針を下記の通りとする。

1. 全国同時放送である特質を生かし、幅広い分野からチャンネル編成を構築し、エンターテインメント、スポーツ、ニュース等をバランス良く放送する。
2. B S と同一機器での受信が可能である特性を活かし、B S, C S のシームレスな視聴を通じて、衛星放送全体の普及と健全な発展に寄与するものとする。
3. 普及促進と視聴者サービスの向上を目的とし、番組関連情報や補完情報をデータ放送として付加する。受信機の普及や機能の向上に即して、サービスの内容も随時向上させるものとする。
4. 番組の編集にあたっては、人権を守り、法と社会秩序を尊重して、優れた文化の発展につとめ、健全な家庭に貢献する放送であることを旨とする。
5. 加入促進のための視聴以外は原則として有料放送とする。
6. その他、放送法による一般放送事業者の番組編集の基準に準拠する。